

平成 17 年 11 月 29 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、制度信用取引における権利処理方法の見直しについて行います。  
概要は次のとおりです。

「制度信用取引における権利処理方法の見直しについて」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年  
12 月 12 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、  
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 17 年 12 月 12 日（月）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 17 年 12 月 12 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

制度信用取引における権利処理方法の見直しについて

平成17年11月29日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>現行、株式分割に係る実務においては、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要していることから、この間、投資者は新株券を売却することができないこととなっている。このため、制度信用取引においては、信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、その権利部分を金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と証券会社の間において授受することで処理している。</p> <p>一方、株式会社証券保管振替機構では、株式分割実施時において、当該株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応を来年1月から実施することとしており、これに伴い、本所では、上場会社が来年1月4日以後の日を基準日とする株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止することとしている。</p> <p>これにより、制度信用取引における顧客との権利関係は、必ずしも金銭により調整する必要はなくなることから、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係については、現行の権利処理方法に代えて、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を株式分割の比率（以下「分割比率」という。）に応じて調整する方法を新たに導入することとする。</p>	
II. 改正概要 1. 株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の権利処理方法の新設	<p>株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整することにより処理するものとする。</p> <p>具体的には、売付数量又は買付数量については分割比率を乗じた株数を権利処理後の売付数量又は買付数量とし、売付価格又は買付価格については</p>	<p>【1：3の株式分割が行われた場合の買付数量1000株、買付価格999円の権利処理事例】</p> <p>買付数量=1000株×3=3000株</p> <p>買付価格=999円÷3=333円</p>

	<p>分割比率で除した金額を権利処理後の売付価格又は買付価格とする。</p> <p>なお、売付価格又は買付価格を分割比率で除した額に円位未満の端数が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、当該円位未満を切り捨てた額とする。</li> <li>・旧株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、権利処理前の売付価格又は買付価格から新株式の売付価格又は買付価格に新株式の割当率を乗じた額を差し引いた額とする。</li> </ul> <p>ただし、売付数量又は買付数量を分割比率に応じて調整したことにより単元未満株式が生じることとなる場合は、権利処理後の売付数量又は買付数量の全てについて反対売買による信用取引の弁済を行うことができないことから、従前どおり入札等に基づく権利処理を行うこととする。</p>	<p>【1：3の株式分割が行われた場合の買付価格 980円、買付数量 1000株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付価格=980円÷3 =326.66…円 ⇒326円</p> <p>旧株式の買付価格=980円－(326円×2) =328円</p> <p>買付数量=1000株×3=3000株</p> <p>・例えば1：2.5といった小数点を含む分割比率の場合は分割比率に応じて調整する権利処理は行わないこととする。</p>
<p>2. 新株券に係る有価証券及び金銭の貸付けの取扱い</p>	<p>分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合は、株式分割の効力発生日に、売付けについては当該有価証券の貸付けを、買付けについては当該新株式の約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを、それぞれ行ったものとして取り扱うこととする。</p>	<p>・受託契約準則第30条関係</p>
<p>3. 品貸料を授受する期間</p>	<p>品貸料の授受は、貸付けの日（信用取引の売付け又買付けの決済日）から弁済の日（反対売買又は弁済の申し出に係る決済日）の前日までとなっていることから、上記2.の取扱いに従い、株式分割の効力発生日以降、品貸料が発生した場合には、その授受が生じるものとして取り扱うこととする。</p>	<p>・その他の諸経費については、各会員の定める方法となります。</p>
<p>4. 新株式の弁済期限について</p>	<p>分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式は、旧株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができないものとする。</p>	<p>・受託契約準則第32条関係</p>
<p>5. 新株式の売付価格又は買付価格が1円未満となる場合の金銭処理</p>	<p>権利処理前の売付価格又は買付価格を分割比率で除した額が1円未満となる場合については、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収することとする。</p>	<p>【1：100の株式分割が行われた場合の買付（売付）価格 90円、買付（売付）数量 1株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付（売付）価格 =90円÷100=0.9円 ⇒1円</p> <p>旧株式の買付（売付）価格</p>

		$=90 \text{ 円} - (1 \text{ 円} \times 99) = \blacktriangle 9 \text{ 円} \Rightarrow 1 \text{ 円}$ <p>買付（売付）数量 = 1 株 × 100 = 100 株</p> <p>（買顧客の場合）          融資総額 = 1 円 × 100 株 = 100 円          10 円の追加融資 → 買顧客は 10 円受領</p> <p>（売顧客の場合）          売却代金総額 = 1 円 × 100 株 = 100 円          10 円の本担保増加 → 売顧客は 10 円支払</p>
Ⅲ. 実施日	平成 18 年 5 月を目途に実施する。	

以 上